

- 最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

目次

〔第一章・第二章 略〕

第三章 信用リスクの標準的手法

〔第一節～第五節 略〕

第六節 信用リスク削減手法

〔第一款・第二款 略〕

第三款 包括的手法

〔第一目～第七目 略〕

第八目 削除

〔第四款～第七款 略〕

第八款 信用リスク削減手法に関するその他の事項

〔第一目・第二目 略〕

第三目 セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバ

ティブ等（第一百十三条～第一百十五条）

改 正 前

目次

〔第一章・第二章 同上〕

第三章 信用リスクの標準的手法

〔第一節～第五節 同上〕

第六節 信用リスク削減手法

〔第一款・第二款 同上〕

第三款 包括的手法

〔第一目～第七目 同上〕

第八目 包括的手法における担保付派生商品取引（第八十九

条）

〔第四款～第七款 同上〕

第八款 信用リスク削減手法に関するその他の事項

〔第一目・第二目 同上〕

第三目 セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバ

ティブ等（第一百十三条～第一百十五条）

第七節 間接清算参加者に対するトレード・エクスポートジャードの特例（第一百十五

条の二）

〔第四章～第七章 同上〕

附則

〔第四章～第七章 略〕

附則

〔第四章～第七章 同上〕

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各

号に定めるところによる。

〔一～七の二 略〕

七の三 適格中央清算機関 最終指定親会社が第二百四十八条の八

第一項に定めるところにより信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を最終指定親会社に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

〔イ～ハ 略〕

〔八～三十五 略〕

三十六 ソブリン向けエクスポートージャー 次に掲げるエクスポートージャーをいう。

〔イ～ヘ 略〕

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポートージャー

〔チ・リ 略〕

〔三十七・三十七の二 略〕

三十七の三 トレード・エクスポートージャー 派生商品取引、レポ形

(定義)

第一条 「同上」

〔一～七の二 同上〕

七の三 適格中央清算機関 最終指定親会社が第二百四十八条の八

第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を最終指定親会社に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

〔イ～ハ 同上〕

〔八～三十五 同上〕

三十六 「同上」

〔イ～ヘ 同上〕

ト 国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポートージャー

〔チ・リ 同上〕

〔三十七・三十七の二 同上〕

三十七の三 トレード・エクスポートージャー 派生商品取引及びレポ

式の取引及び長期決済期間取引（第四十六条第二項に規定する長期決済期間取引をいう。第十四条第一号及び第四十五条第一項において同じ。）並びにこれらに関する担保の提供により生ずるエクスボージャーをいう。

〔三十七の四～八十五 略〕

第三条 略

2 略

3 前二項の規定にかかわらず、最終指定親会社が保険会社等（保険会社、少額短期保険業者及びこれらに準ずる外国の法人並びにこれらの子会社等をいう。以下同じ。）を子会社等としている場合における当該子会社等（以下「保険子会社等」という。）については、連結の範囲に含めないもの連結の範囲に含めないものとする。

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十条 第二条各号及び第二条の二第一項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用最終指定親会社にあっては第十四条に定めるものを、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては第二十八条に定めるものをいう。

〔2・3 略〕

（標準的手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットの額の合計額）

形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスボージャーをいう。

〔三十七の四～八十五 同上〕

第三条 同上

2 同上

3 前二項の規定にかかわらず、最終指定親会社が保険会社等（保険会社、少額短期保険業者及びこれに準ずる外国の法人をいう。以下同じ。）を子会社等としている場合における当該子会社等（以下「保険子会社等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第十条 第二条各号及び第二条の二第一項の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用最終指定親会社にあっては第十四条第一項に定めるものを、内部格付手法採用最終指定親会社にあっては第二十八条に定めるものをいう。

〔2・3 同上〕

（標準的手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットの額の合計額）

第十四条 「略」

「項を削る。」

第十四条 「同上」

2 標準的手法採用最終指定親会社が直接清算参加者として、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートジャーニーに係る法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートジャーニーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートジャーニーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引（以下「清算取次ぎ等」という。）を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートジャーニーに係る信用リスク・アセットの額について、第百十五条の二の規定により算出する場合には、前項第一号の合計額の算出に当たって、当該トレード・エクスポートジャーニーに係る信用リスク・アセットの額として、同条の規定により算出された信用リスク・アセットの額を用いるものとする。

（国際開発銀行向けエクスポートジャーニー）

第二十六条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧州評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行向けエクスポートジャーニーのリスク・ウェイトは、

第二十六条 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、国際復興開発銀行、国際金融公社、多国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投资基金、北欧投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧州評議会開発銀行向けエクスポートジャーニーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

零パーセントとする。

(信用保証協会等により保証されたエクスポートジャー)

第四十一条　【略】

2 前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十六号リに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であつて国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポートジャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

3　【略】

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第四十五条　標準的手法採用最終指定親会社が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

掛 目 (パーセント) 類	オフ・バランス取引の種 備 考
------------------------	-----------------------

(信用保証協会等により保証されたエクスポートジャー)

第四十一条　【同上】

2 前項の規定にかかわらず、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項に規定する特定中小企業者に対する同法第十二条に規定する経営安定関連保証（信用保証協会（第一条第三十六号リに規定する信用保証協会をいう。）により債務の全額が保証されたものに限る。）であつて国により当該保証に係る必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証に係るエクスポートジャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

3　【同上】

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第四十五条　標準的手法採用最終指定親会社が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

掛 目 (パーセント) 類	オフ・バランス取引の種 備 考
------------------------	-----------------------

		百	〔略〕
取引若しくは長期決済	（）を用いて派生商品	八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供（S A I C C R（第四十七条）に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）	七 信用供与に直接的に代替する偶発債務
		八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供（S A I C C R（第四十七条）に定めるところにより与信相当額を算出することをいう。以下同じ。）	信用供与に直接的に代替する偶發債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）及び元本補填信託契約等をいう。

		百	〔同上〕
購入		八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付	七 信用供与に直接的に代替する偶発債務
		八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付	信用供与に直接的に代替する偶發債務とは、一般的な債務の保証、手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書を含む。）及び元本補填信託契約等をいう。

2

〔(注1)・  
〔略〕  
(注2)  
略〕

期間取引に係る与信相  
当額を算出し、又は期  
待エクスポートジャーフ  
式(第四十九条に定め  
るところにより与信相  
当額を算出することを  
いう。以下同じ。)を  
用いて派生商品取引、  
長期決済期間取引若し  
くはレポ形式の取引若  
しくは信用取引その他  
これに類する海外の取  
引に係る与信相当額を  
算出する場合において  
(これらの取引におけ  
る担保の提供で与信相  
当額が算出されるもの  
を除く。)又は有価証  
券の買戻条件付売却若  
しくは売戻条件付購入

2

〔(注1)・  
〔同上〕  
(注2)  
同上〕

(与信相当額の算出)

第四十六条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十四条までに定めるところによりSAI-CCR又は期待エクスポート方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

〔2～4 略〕

5 標準的手法採用最終指定親会社は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案しないものとする。

6 〔略〕

(SAICCR)

第四十七条 標準的手法採用最終指定親会社がSAICCRを用いる場合には、ネットディング・セット（法的に有効な相対ネットディング契約下にある取引にあっては当該取引の集合をいい、それ以外の取引にあっては個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式により与信相当額を算出する。ただし、ネットディング・セット（法的に有効な相対ネットティング契約下にある取引の集合に限る。）において、複数のマージン・アグリメント（取引相手方に係るエクスポートの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求める旨の契約をいう。以下この条

(与信相当額の算出)

第四十六条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、次条から第五十四条までに定めるところによりカレント・エクスポート方式、標準方式又は期待エクスポート方式を用いて算出する。ただし、原契約期間が五営業日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

〔2～4 同上〕

5 標準的手法採用最終指定親会社は、この節における与信相当額の算出に当たっては、CVAの影響を勘案してはならない。

6 〔同上〕

(カレント・エクスポート方式)

第四十七条 標準的手法採用最終指定親会社がカレント・エクスポート方式を用いる場合は、次の各号に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。  
一 先渡、スワップ、オプション、その他の派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額。ただし、零を下回らないものとする。  
二 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）をイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目（元本を

並びに第四十九条第五項及び第十一項において同じ。) が締結され  
た場合には、個々の当該マージン・アグリーメントにある  
取引の集合なりとし、与信相当額を算出するものとする。

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times \frac{\text{RC}}{\text{RC} + \text{PFE}}$$

RCは、再構築コスト (以下この条において同じ。)

RCは、将来の潜在的なエクスポート・ペーパージャー額 (以下この条において  
同じ。)

2) 指定のRCは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定  
められた算式を用いて算出するものとする。  
一 マージン・アグリーメントを締結している場合

$$RC = max\{V - C, 0\}$$

$$C = C_{collect} \times (1 - Hc_{collect} - Hfx_{collect}) \\ - C_{post} \times (1 + Hc_{post} + Hfx_{post})$$

Vは、ネットティング・セットに含まれる取引の時価の合計額 (次  
号及び第六項において同じ。)

Cは、ヘアカット調整後のネット担保額 (次号及び第六項におい  
て同じ。)

C<sub>collect</sub>は、取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

Hc<sub>collect</sub>は、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用する  
ボラティリティ調整率 (担保の価格変動リスクを勘案して担保

の額を調整するための値をいう。以下この条において同じ。)

Hfx<sub>collect</sub>は、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクス

複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するも  
のとする。) を乗じて得た額及びクレジット・デリバティブをロ  
の表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者  
の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に定め  
る掛け目を乗じて得た額 (以下「クロスのアドオン」という。)  
イ 派生商品取引 (クレジット・デリバティブを除く。) の掛け

取引の区分	残存期間の区分	掛け目 (ペーセント)
外国為替関連取引及び金関連取引	一年以内	一・〇
	一年超五年以内	五・〇
金利関連取引	五年超	七・五
	一年以内	〇・〇
株式関連取引	一年超五年以内	〇・五
	五年超	一・五
貴金属関連取引 (金	一年以内	六・〇
	五年超	八・〇
	一年以内	十・〇
	七年以内	七・〇

ボージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用する

ボラティリティ調整率

$C_{post}$ は、取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続き又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているもの）を除く。）の額

$H_{C_{post}}$ は、担保を差し入れる場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

$H_{fex_{post}}$ は、担保を差し入れる場合においてエクスボージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

$$\overline{RC} = \max\{V - C, TH + MTA - NICA, 0\}$$

THは、信用極度額（取引相手方からの変動証拠金の徵求を要しない額としてあらかじめ定めた額）

$MTA$ は、最低引渡担保額（取引相手方から徵求する変動証拠金の額の最低単位としてあらかじめ定めた額）

$NICA$ は、前号に規定する $C$ と同じ。ただし、変動証拠金は除く。

3 通貨の名称に起因する算出を用いて算出する。

マージン・トグラーク・ルを総括してこの場合

$$H_N \times \sqrt{\frac{\min\{M_{NS}, 250\}}{T_N}}$$

闇渉取引を除く。）	1年超五年以内	七年
心の起因のロイヤルティ イ闇渉取引	一年以内	八年
	一年超五年以内	十一年
	五年超	十五年

(注一) 特定の支払期日にねこてその時点でのロックスボージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日ににおいて市場価値が零にならぬように契約条件が再設定される

契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことがやめる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドバンチ田は〇・五ペーベントを下限とする。

(注二) 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはあらな

派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）

は、「他のロイヤルティ関連取引」について取り扱いある。

(注三) 区一通貨間かの変動金利相互間の金利スワップにつ

いては、(1)の項に係る額を与信相当額に加える(1)を要しな。

(注4) 外国為替関連取引など、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引(FXA)、先物外国為替取引、通貨

NSは、ネッティング・セット（以下この項、第十七項及び第十八項において同じ。）

H<sub>N</sub>は、第三章第六節第三款第二目に規定する標準的ボラティリティ調整率又は同款第三目に規定する推計ボラティリティ調整率（次号において同じ。）

M<sub>N</sub>は、NSに含まれる取引の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。）のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

T<sub>N</sub>は、H<sub>N</sub>を算出するために用いた保有期間（次号において同じ。）

マーク・ト・グローメメントを繰り返す場合

$$H_N \times \sqrt{\frac{MPOR}{T_N}}$$

MPORは、次項に規定するリスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。以下同じ。）

前項第1号のリバクのマーク・ト・グローメントの各号に掲げるネッティング・セラーの区分に応じ、当該各号に定める営業日数とする。

日々の値動きにより変動証拠金の額が調整され、かつ、流動性

先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注5） 金利連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注6） 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物取引及び金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注7） 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注8） 貴金属関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注9） その他のロモバイティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のロモバイティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

ロ クローシャー・ドリバティブの掛田

取引の種類	原債務者の種類	掛田
トータル・リターン	優良債務者	五・〇

の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング

・セット 二十営業日

二 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、算出基

準日の属する最終指定親会社四半期（法第五十七条の十七第二項）

に規定する最終指定親会社四半期をいう。以下同じ。）の一期前  
の最終指定親会社四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件  
を超えたネッティング・セット 二十営業日

三 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整され、かつ、直接清

算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向け取引に係

る法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清

算参加者の適格中央清算機関向け取引に係る商品先物取引法第二

条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格

中央清算機関向け取引に係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取

引を行うことにより間接清算参加者に対して生ずるネッティング

・セット 五営業日

四 日々の値洗いにより変動証拠金の額が調整されるネッティング

・セット（前三号に該当するものを除く。） 十営業日

五 N（二以上の整数とする。）日ごとの値洗いにより変動証拠金

の額が調整されるネッティング・セット F+N-1

Fは、前四号の趣旨により定めるリスクのマージン期間

前項の規定にかかるらず、算出基準日を含む最終指定親会社四半

期の前の直近の連続する二の最終指定親会社四半期の間に、ネッテ  
ィング・セットについて、担保額調整（エクスポートジャーナと担保の

・スワップ又はクレジット・デフォルト

その他の債務者

十・〇

・スワップ

その他の債務者

（注1） 標準的手法採用最終指定親会社がプロテクション提

供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛け目は同一とする。ただし、標準的手法採用最

終指定親会社がクレジット・デフォルト・スワップの

プロテクション提供者である場合においては、プロテ

クション購入者が支払不能となつた場合に、原債務者

の信用事由（プロテクション提供者が支払を行うべき

事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。）

の発生の有無にかかわらず、取引が清算されるものに

限り与信相当額を算出するものとする。この場合にお

いて、標準的手法採用最終指定親会社は、この項に基

づいて算出される額について、取引の相手先から当該

取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を

上限とすることができる。

（注2） 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。

① 第二十二条から第二十九条までの規定において、リスク・ウェイトが規定されている主体をいう。

② 金融機関（第一条第七号ロ及びヘに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に

価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によつて調整する仕組みをいう。以下同じ。)に係る係争により、前項各号に定めるリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する「一」の最終指定親会社四半期の間は、当該ネットディング・セットについては、前項各号に定めるリスクのマージン期間の少なくとも「一倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

6 第一項のPFEは、次の算式を用いて算出する。

$$\overline{PFE} = \overline{multiplier} \times \overline{AddOn^{aggregate}}$$

$$multiplier = \min\{1, 0.05 + (1 - 0.05)$$

$$\times \exp\left(\frac{V - C}{2 \times (1 - 0.05) \times AddOn^{aggregate}}\right)\}$$

$$AddOn^{aggregate} = AddOn^{(IR)} + AddOn^{(FX)} + AddOn^{(Credit)}$$
$$+ AddOn^{(Equity)} + AddOn^{(Com)}$$

AddOn<sup>(IR)</sup>は、金利デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(FX)</sup>は、外國為替デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(Credit)</sup>は、信用デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(Equity)</sup>は、エクイティ・デリバティブに係るアドオン

AddOn<sup>(Com)</sup>は、コモディティ・デリバティブに係るアドオン

7 前項の規定により第一項のPFEを算出する場合において、ネットティング・セットに含まれる取引は、次の各号に掲げる当該取引のリスク・ドライバー(当該取引の時価に影響を及ぼす主な要因をいう。以下「」の項において同じ。)に応じ、当該各号に定める取引に割

準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者、最終指定親会社に準ずる外国の会社、経営管理会社及び外国証券業者のうち第三十条又は第三十一条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとする)とが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4—3又は5—3以上である主体をいう。

(注3)

ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ

・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・

デリバティブのうち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

2 前項第一号の再構築コストの額の算出において、法的に有効な相対ネットディング契約下にある取引については、ネット再構築コストの額(取引毎に算出した再構築コストの額を足し上げた額をいう。

り当てるものとする。ただし、当該取引が複数のリスク・ドライバーを有する場合には、当該各号に定める複数の取引に同時に割り当てることができる。

一	金利の変動等	金利デリバティブ
二	外国為替の変動等	外国為替デリバティブ
三	原債務者に係る信用状態の変動	信用デリバティブ
四	株価の変動等	エクイティ・デリバティブ
五	コモディティ価格の変動等その他前四号に掲げるリスク・ドライバー以外の変動等	コモディティ・デリバティブ

8 | 前項各号に定める取引に割り当てた取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるヘッジセットに割り当てるものとする。

一	金利デリバティブ	同一通貨の金利を参照する金利デリバティブごとに設けられたヘッジセット
二	外国為替デリバティブ	同一の異種通貨間の為替レートを参照する外国為替デリバティブごとに設けられたヘッジセット
三	信用デリバティブ	一の区分のヘッジセット
四	エクイティ・デリバティブ	一の区分のヘッジセット
五	コモディティ・デリバティブ	エネルギー、金属、農産物その他コモディティ等を参照するコモディティ・デリバティブごとに設けられたヘッジセット

9 | 前項の規定にかかわらず、ベース（同一通貨の異なるリスク・ファクター（当該取引の時価に影響を及ぼす要因をいう。以下この

以下同じ。）とすることができる。ただし、零を下回らないものとする。

3 第一項第二号の額の算出において、法的に有効な相対ネットイング契約下にある取引については、次の算式により得られた額（ネットのアドオン）とすることができる。

$$\text{ネットのアドオン} = 0.4 \times \text{グロスのアドオン}$$

$$+ 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

項及び第五十一条において同じ。) 間の差異をいう。) を参照する取引については、前項に掲げる取引の区分ごと及びリスク・ファクターの同一の組合せごとに設けられたヘッジセットに、当該取引を割り当てるものとする。

10 前二項の規定にかかわらず、ボラティリティを参照する取引については、第八項各号に掲げる取引の区分(ア)とに、同項各号に定めるヘッジセットと別に設けられたヘッジセットに当該取引を割り当てるものとする。

11 第六項の算式中  $AddOn_{n^{(IR)}}$  は、次に掲げる(イ)に従い、算出する。

(イ) 算出に用いる算式は、次のとおりとする。

$$AddOn^{(IR)} = \sum_j AddOn_j^{(IR)}$$

$AddOn_{n_j^{(IR)}}$  は、通貨  $j$  建ての金利デリバティブのヘッジセットに係るアドオンの額の合計額

二 前号の算式中  $AddOn_{n_j^{(IR)}}$  は、次の表の上欄に掲げるヘッジセツトの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセットに係る実効想定元本額に乘じて得た額の合計額とする。

ヘッジセットの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセット	○・五〇

<u>第九項に規定するくじゅうやへん</u>	<u>〇・一〇</u>
<u>第十項に規定する別に設けられたくじゅうやへん</u>	<u>一一・五〇</u>

〔〕前号に規定するくじゅうやへんに係る実効想定元本額を算出する

場合にせば、次のヤヌセロの式を用いて算出する。

$$\frac{1}{\left[ \left( D_{j1}^{(IR)} \right)^2 + \left( D_{j2}^{(IR)} \right)^2 + \left( D_{j3}^{(IR)} \right)^2 + 1.4 \times D_{j1}^{(IR)} \times D_{j2}^{(IR)} \right]^{\frac{1}{2}}}$$

$$+ 1.4 \times D_{j2}^{(IR)} \times D_{j3}^{(IR)} + 0.6 \times D_{j1}^{(IR)} \times D_{j3}^{(IR)} \right]^{\frac{1}{2}}$$

$D_{ji}^{(IR)}$ は、通貨j建てであり、かつ、 $E_i$ （第五号に規定する $E_i$ をいう。以下この号において同じ。）が一年未満である金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（口において同じ。）

$D_{j2}^{(IR)}$ は、通貨j建てであり、かつ、 $E_i$ が一年以上五年以下である

金利デリバティブに係る実効想定元本額の合計額（口において同じ。）

$D_{j3}^{(IR)}$ は、通貨j建てであり、かつ、 $E_i$ が五年超である金利デリバ

ティブに係る実効想定元本額の合計額（口において同じ。）

$$\frac{1}{\left| D_{j1}^{(IR)} \right| + \left| D_{j2}^{(IR)} \right| + \left| D_{j3}^{(IR)} \right|}$$

四 前号の算式中金利デリバティブに係る実効想定元本額は、当該

金利デリバティブに係る「ヨーロッパン調整後想定元本額」に「DELタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号の「ヨーロッパン調整後想定元本額」は、金利デリバティブに係る想定元本額に、次の算式により得た額を「ヨーロッパン調整値」に乗じて得た額とする。ただし、当該「ヨーロッパン調整値」が十営業日を年換算した値未満となるときは、「ヨーロッパン調整値」は十営業日を年換算した値とする。

$$\text{デュレーショントレーディング調整値} = \frac{\exp(-0.05 \times S_i) - \exp(-0.05 \times E_i)}{0.05}$$

$S_i$ は、同号の金利デリバティブが参照する金利契約の計算期間の最も早い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参考する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。ただし、既に当該金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の開始日が経過している場合には、零とする。

$E_i$ は、同号の金利デリバティブが参照する金利契約の計算期間の最も遅い日と算出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいい、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブ又は負債性商品の場合には、原資産である金利デリバティブが参考する金利等又は負債性商品の金利等の計算期間の終了日と算

出基準日の間の営業日数を年換算で表した値をいう。

六 第四号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
コール・オプションの買い	$\Phi \left( \frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
コール・オプションの売り	$-\Phi \left( \frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
ブット・オプションの買い	$-\Phi \left( -\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$
ブット・オプションの売り	$\Phi \left( -\frac{\ln(P_i/K_i) + 0.5 \times \sigma_i^2 \times T_i}{\sigma_i \times \sqrt{T_i}} \right)$

(注1)  $P_i$ は、当該オプションが参照する金利等の水準

(注2)  $K_i$ は、当該オプションの行使価格

(注3)  $\sigma_i$ は、〇・五

(注4)  $T_i$ は、当該オプション*i*における最も遅い権利行使日と現時点の間の営業日数を年換算で表した値

(注5)  $\Phi(x)$ は、標準正規分布の累積分布関数

(注6) この表において「ロール・オプション」とは、当該オプションが参考する金利等が上昇する場合に、当該オプションの時価が上昇するものをいう。

(注7) この表において「プット・オプション」とは、当該オプションが参考する金利等が上昇する場合に、当該オプションの時価が下落するものをいう。

ロイに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該金利デリバティブが参考する金利等が上昇する場合に、当該金利デリバティブの時価が上昇するもの

ハイに掲げる取引に該当しない金利デリバティブのうち、当該金利デリバティブが参考する金利等が上昇する場合に、当該金利デリバティブの時価が下落するもの

マイナス一

七 第四号のマージン期間調整値は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める算式を用いて算出する。

イ マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$\sqrt{\frac{\min\{M_i, 250\}}{250}}$$

$M_i$ は、当該金利デリバティブ*i*の残存期間を $\tau_i$ 、当該金利デリバティブの原資産が金利デリバティブであり、かつ、当該

原資産を受け渡すこととなっている場合にあっては、原資産

である金利デリバティブの満期日と算出基準日の間の営業日

数（十営業日未満であるときは、十営業日）をいう。

ロ マージン・アグリーメントを締結したる場合

$$\frac{3}{2} \times \sqrt{\frac{MPOR_i}{250}}$$

MPOR<sub>i</sub>は、当該金利デリバティブiを含むネッティング・セットのリスクのマージン期間

八 第四項の規定は、前号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。ハの場合において、「前項第一号」とあるのは、「第十一項第七号ロ」と読み替えるものとする。

九 第五項の規定は、担保額調整に係る係争がある場合における第七号ロのリスクのマージン期間の算出について準用する。ハの場合において、「前項の」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「前項各号」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

12 第六項の算式はAddOn<sup>(FX)</sup>は、次に掲げるに従い、算出する

一 算出に用いる算式は、次のとおりである。

$$AddOn^{(FX)} = \sum_j AddOn_{HSj}^{(FX)}$$

AddOn<sub>HSj</sub><sup>(FX)</sup>は、ヘッジセットjに係るアドオンの額

二 前号の算式はAddOn<sub>HSj</sub><sup>(FX)</sup>が、次の表の上欄に掲げるくじセツ

トの区分に応じ、同表の下欄に定める掛目を当該ヘッジセツトに係る実効想定元本額の絶対値に乗じて得た額とする。

ヘッジセツトの区分	掛目 (パーセント)
第八項各号に定めるヘッジセツト ヘッジセツト	四 二十

三

前号に規定するヘッジセツトに係る実効想定元本額は、ヘッジセツトに含まれる外國為替デリバティブごとに、当該外國為替デリバティブに係る想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額の合計額とする。

四

前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。ただし、同一の異種通貨間の為替レートを参照する外國為替デリバティブがネットディング・セツトに複数含まれる場合には、為替レートの方向をそろえて、当該異種通貨間の為替レートの上昇及び下落を表すものとする。

イ オプション 値の算出については、前項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号

の「デルタ調整値」とあるのは「次項第三号のデルタ調整値」（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「為替レート等」と、「○は、○・五」とあるのは「○は、○・五」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が上昇するもの

ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該外国為替デリバティブが参照する為替レート等が上昇する場合に、当該外国為替デリバティブの時価が下落するもの

五| 前項第七号から第九号までの規定は、第三号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「次項第三号」と、「金利アリバティ」とあるのは「外国為替アリバティ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十二項第五号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とする。

算出に用いる算式は、次のようである。

$$\text{AddOn}(\text{credit}) = \frac{\left( \sum_k \rho_k^{(\text{credit})} \times \text{AddOn}(\text{Entity}_k) \right)^2}{\left[ \sum_k \left( 1 - (\rho_k^{(\text{credit})})^2 \right) \times (\text{AddOn}(\text{Entity}_k))^2 \right]^{\frac{1}{2}}}$$

アドオンの額の合計額

AddOn(Entity<sub>k</sub>)は、Entity<sub>k</sub>を参照する信用デリバティブに係る

アドオンの額の合計額  
Entity<sub>k</sub>は、当該信用デリバティブが参照する事業法人等。たゞ  
し、当該信用デリバティブがインデックス・クレジット・デフ  
オルト・スワップの場合には、当該インデックス。

$\rho_k^{(\text{credit})}$ は、Entity<sub>k</sub>に係る相関係数

前号の算式 $\overline{\text{AddOn}(\text{Entity}_k)}$ は、次の又は口に掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該又は口に定める掛田をそれぞれ  
信用デリバティブに係る実効想定期元本額に乗じて得た額の合計額  
とする。

事業法人等を参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲  
げる適格格付機関により付与された事業法人等の格付に対応す  
る信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛け目

適格格付機関により付与された事

掛 田

業法人等の格付に対応する信用リスク区分	(パーセント)
1   1	○・三八
1   2	○・四一
1   3	○・五四
1   4	一・〇六
1   5	一・六〇
1   6	六・〇〇
ク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目	（注） 第二十二条第一項に掲げる主体以外の主体の信用リスク区分についても、同項第一号の表を準用するものとする。
口 インデックスを参照する信用デリバティブ 次の表の上欄に掲げる適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分に応じ、同表の下欄に定める掛目	適格格付機関により付与された格
掛 目	

付に對応する信用リスク区分	(ペーセント)
4-3又は5-3以上	○・三八
4-3又は5-3未満	一・〇六

三 第一号の算式中  $\rho_k(\text{Credit})$  は、次のイ又はロに掲げる信用デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。

イ 事業法人等を参照する信用デリバティブ ○・五

ロ インデックスを参照する信用デリバティブ ○・八

四 第二号の信用デリバティブに係る実効想定元本額は、当該信用デリバティブに係るデュレーション調整後想定元本額にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五 前号のデュレーション調整後想定元本額の算出については、第十一項第五号の規定を準用する。この場合において、「前号」とあるのは「第十三項第四号」と、「金利デリバティブに」とあるのは「信用デリバティブ」、〔「金利デリバティブ」〕とあるのは「信用デリバティブ」、〔「金利契約」〕とあるのは「原債務者に係る契約」又、「金利デリバティブの」とあるのは「信用デリバティブの」又、「金利デリバティブ又は負債性商品」又あるのは「信用デリバティブ」又、「金利デリバティブが」又あるのは「信用デリバティブが」又、「金利等又は負債性商品の金利等」又あるのは「原債務者に係る契約」又読み替えるものとする。

°

六 第四号のデルタ調整値は、次のイからニまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからニまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十三項第四号のデルタ調整値（同項第六号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態」と、「○」は「〇・五」とあるのは「〇・五」は、当該信用デリバティブが事業法人等を参照する場合にあつては「一・〇、インデックスを参照する場合にあつては〇・八」と、「上昇する場合」とあるのは「悪化する場合」と読み替えるものとする。

ロ 合成型証券化取引 当該成型証券化取引の階層ごとに、次の表の上欄に掲げる取引の区分に応じ、同表の下欄に定める算式を用いて算出した値

取引の区分	算式
プロテクションの購入	$(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)$ 15

プロテクションの提供	15
	$\frac{(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}{(1 + 14 \times A_i) \times (1 + 14 \times D_i)}$

(注1)  $A_i$ は、当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値。

(注2)  $D_i$ は、当該階層及び当該階層よりも劣後する全ての階層の額の合計額を合成型証券化取引の原資産の額で除した値。

ハイ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が上昇するもの。一

二イ及びロに掲げる取引に該当しない信用デリバティブのうち、当該信用デリバティブが参照する事業法人等又はインデックスの信用状態が悪化する場合に、当該信用デリバティブの時価が下落するもの。マイナス。一

七 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十三項第四号」と、「~~金利~~リバーフィット」とあるのは「信用リバーフィット」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十三項第七号」において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八

号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」又、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十三項第七号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

14 第六項の算出は  $AddOn(Equity)$  が、次に掲げる如きに従い、算出する。

1 算出に用ひる算式は、次の如きである。

$$AddOn(Equity) = \left[ \left( \sum_k \rho_k^{(Equity)} \times AddOn(Equity_k) \right)^2 + \sum_k \left( 1 - (\rho_k^{(Equity)})^2 \right) \times (AddOn(Equity_k))^2 \right]^{\frac{1}{2}}$$

$AddOn(Equity_k)$ は、 $Equity_k$ を参照するエクイティ・デリバティ

に係るアドオンの額の合計額

$Equity_k$ は、当該エクイティ・デリバティが参照する株価又は  
株価指數

$\rho_k^{(Equity)}$ は、 $Equity_k$ に係る相関係数

11 前項の算出は  $AddOn(Equity_k)$  が、次の表の上欄に掲げるHクイティ・ドリバティの区分に応じ、同表の下欄に定める換算を、Hクイティ・ドリバティに係る実効想定元本額に乗じて得た額

の合計額とする。

エクイティ・デリバティブの区分		(パーセント)	掛目
第九項各号に定めるヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	第九項に規定するヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ		
第九項に規定するヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	十六	三十二
第九項に規定するヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価を参照するエクイティ・デリバティブ	百六十		
+	二十		

エクイティ・デリバティブのうち、株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ	
第十項に規定する別に設けられたヘッジセットに含まれるエクイティ・デリバティブのうち、株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ	百

デリバティブ

三

第一号の算式中の $\rho_k^{(Equity)}$ は、次のイ又はロに掲げるエクイティ・デリバティブの区分に応じ、当該イ又はロに定める値とする。

イ 株価を参照するエクイティ・デリバティブ ○・五

ロ 株価指数を参照するエクイティ・デリバティブ ○・八

四

第二号に規定するエクイティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該エクイティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日の株価又は株価指数等を乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

五

前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号の「デルタ調整値」とあるのは「第十四項第四号の「デルタ調整値」（同項第五号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）

」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「株価又は株価指数等」と、「○<sub>i</sub>は、○・五」とあるのは「○<sub>i</sub>は、当該エクイティ・デリバティブが株価を参照する場合にあつては一・二〇、株価指数を参照する場合にあつては○・七五」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参考する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が上昇するもの 一

ハ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該エクイティ・デリバティブが参考する株価又は株価指数等が上昇する場合に、当該エクイティ・デリバティブの時価が下落するもの マイナス一  
六 第十一項第七号から第九号までの規定は、第四号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十四項第四号」と、「金利アリバティブ」とあるのは「エクイティ・デリバティブ」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十四項第六号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十四項第八号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十四項第六号において読み替えて準用する前項各号」とする。

算出に用いる算出は、次のようになります。

$$\overline{AddOn}^{(Com)} = \sum_j AddOn_{HSj}^{(Com)}$$

$$AddOn_{HSj}^{(Com)} = \frac{1}{\left[ \left( \rho_j^{(Com)} \times \sum_k AddOn(Type_k^j) \right)^2 + \left( 1 - \left( \rho_j^{(Com)} \right)^2 \right) \times \sum_k \left( AddOn(Type_k^j) \right)^2 \right]^{\frac{1}{2}}}$$

AddOn<sub>HSj</sub><sup>(Com)</sup> は、ヘッジセット j に係るアドオンの額

AddOn<sup>(Type<sub>k</sub><sup>j</sup>)</sup> は、ヘッジセット j においてコモディティ k を参照するコモディティ・デリバティブに係るアドオンの額の合計額

$$\frac{\rho_j^{(Com)}}{0.4}$$

前号の算出 AddOn<sup>(Type<sub>k</sub><sup>j</sup>)</sup> は、次の表の上欄に掲げる「モード・デリバティブ」の区分に応じ、同表の下欄に定める掛田を、当該「モード・デリバティブ」に係る実効想定元本額に乘じて得た額の合計額とする。

モード・デリバティブの区分	掛け田
第八項各号に定めるヘッジセットに含まれ	四十

第十項に規定する別に設けられたヘッジセ	ブ	第九項に規定するヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティ	イブ	第十項に規定する別に設けられたヘッジセ	ットに含まれるコモディティ・デリバティ	ブのうち、電力を参照するコモディティ・	デリバティブ	第九項に規定するヘッジセットに含まれるコモディティ・デリバティのうち、電力を参照するコモディティ・デリバティブ	力	るコモディティ・デリバティブのうち、電
九十		九		十八		二百		二十		

ツトに含まれるコモディティ・デリバティブのうち、電力以外を参照するコモディティ・デリバティブ

### 三

前号に規定するコモディティ・デリバティブに係る実効想定元本額は、当該コモディティ・デリバティブに係る時価調整後想定元本額（原資産の単位数に算出基準日のコモディティ価格等を乗じて得た額をいう。）にデルタ調整値及びマージン期間調整値を乗じて得た額とする。

### 四

前号のデルタ調整値は、次のイからハまでに掲げる取引の区分に応じ、当該イからハまでに定める値とする。

イ オプション 値の算出については、第十一項第六号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。この場合において、「第四号のデルタ調整値」とあるのは「第十五項第三号のデルタ調整値（同項第四号イに掲げる取引の区分に係るものに限る。）」と、「イからハまで」とあるのは「イ」と、「金利等」とあるのは「コモディティ価格等」と、「<sup>o</sup>は、○・五」とあるのは「<sup>o</sup>は、当該コモディティ・デリバティブが電力を参照する場合にあつては一・五、電力以外を参照する場合にあつては○・七」と読み替えるものとする。

ロ イに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参考するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が上昇するもの

ハイに掲げる取引以外の取引のうち、当該コモディティ・デリバティブが参考するコモディティ価格等が上昇する場合に、当該コモディティ・デリバティブの時価が下落するものマイナス

五 第十一項第七号から第九号までの規定は、第三号のマージン期間調整値の算出について準用する。この場合において、同項第七号中「第四号」とあるのは「第十五項第三号」と、「金利」、「レバレッジ」とあるのは「ロイヤルティ・レリバーリー」と、同項第八号中「第十一項第七号ロ」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する第十一項第七号ロ」と、同項第九号中「第十一項第八号において読み替えて準用する前項の」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する前項の」と、「第十一項第八号において読み替えて準用する前項各号」とあるのは「第十五項第五号において読み替えて準用する前項第八号において読み替えて準用する前項各号」と読み替えるものとする。

16 第一項ただし書の規定にかかわらず、单一のマージン・アグリーメントが複数のネットディング・セットを対象とする場合には、これらのネットディング・セットの集合ごとに与信相当額を算出する。

17 前項の規定により与信相当額を算出する場合において、RCは、次の算式を用いて算出する。

$$RC = \frac{\max \left[ \left\{ \sum_{NSE \in MA} \max(V_{NS}, 0) \right\} - \max\{C_{MA}, 0\}, 0 \right]}{\left[ \sum_{NSE \in MA} \min(V_{NS}, 0) \right] - \min\{C_{MA}, 0\}, 0} + \max \left[ \sum_{NSE \in MA} \min(V_{NS}, 0) \right] - \min\{C_{MA}, 0\}, 0$$

$$C_{MA} = \frac{C_{MA, collect} \times (1 - Hc_{MA, collect} - Hfx_{MA, collect})}{-C_{MA, post} \times (1 + Hc_{MA, post} + Hfx_{MA, post})}$$

MAは、マージン・アグリーメント（以下この項及び次項において同じ。）

V<sub>NS</sub>は、NSに含まれる取引の時価の合計額

C<sub>MA</sub>は、MAの下におけるヘアカット調整後のネット担保額

C<sub>MA, collect</sub>は、MAの下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

Hc<sub>MA, collect</sub>は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率

Hfx<sub>MA, collect</sub>は、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポートヤードと適格金融資産担保の通貨が異なるときには適用するボラティリティ調整率

C<sub>MA, post</sub>は、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

H<sub>f</sub><sub>MA, post</sub>は、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引

相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ  
調整率

H<sub>f</sub><sub>MA, post</sub>は、MAの下において、担保を差し入れる場合においてエク

スポーツイヤーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ  
調整率

第十六項の規定により与信相当額を算出する場合におけるPFE

は、次の算式を用いて算出する。

$$PFE = \sum_{NS \in MA} PFE_{NS}^{unmargined}$$

PFE<sub>NS</sub><sup>unmargined</sup>は、NSに係るPFEについて、第六項のPFEに係る算式を準

用して算出した額。ただし、マージン・アグリーメントを締結していないものとして算出することとする。

#### (標準方式)

#### 第四十一条 用途

標準的手法採用最終指定親会社が標準方式を用いる場合は、ネットディング・セット（法的に有効な相対ネットディング契約下にある取引については当該取引の集合をいい、それ以外の取引については個別取引をいう。以下同じ。）とに、次の各号に従い与信相当額を算出する。ただし、通貨が異なる変動金利相互間の金利スワップについては与信相当額を算出することを要しない。  
一 ネットティング・セットの与信相当額は、次に掲げる算式により

算出した額とする。ただし、受入代理店の荷物、受入代理保証は貨物の荷物をもつて扱う。

$$\text{与信相当額} = 1.4 \times \max(CMV - CMC$$

$$; \sum_j \left| \sum_i RPT_{ij} - \sum_i RP\mathcal{C}_{ij} \right| \times CCF_j \right)$$

CMWは、ネットティング・セットに含まれる取引（担保の受入れ及び差入れを除く。）の時価の合計額

CMCは、ネットティング・セットに含まれる担保（受入れ担保については適格金融資産担保に限る。以下この条において同じ。）の時価の合計額

RPT<sub>ij</sub>は、ヘッジ・セット（次項に定める区分をいう。以下同じ。）jにおける取引iのリスク・ポジション（次号に定める額をいう。以下同じ。）

RP\mathcal{C}\_{ij}は、ヘッジ・セットjにおける担保1のリスク・ポジションCCF<sub>j</sub>は、ヘッジ・セットjに対する掛目

リスク・ポジションは、次の二種類の規定による計算する。ただし、これらの規定によりリスク・ポジションを算出するには、どちらの場合、カレンダー・日クスボーナー方式により個別取引ごとに与信相当額を算出しなければならない。

イ 負債性商品（債券及び貸出金を含む。以ト回し。）以外のものを原資産とする場合、次の算式によりリスク・ポジションを算出する。

---

$$\text{リスク・ポジション} = p_{ref} \times \frac{\partial v}{\partial p}$$

$p_{ref}$ は、原資産の価格（外国通貨建ての場合には円換算の額）  
 $v$ は、線形リスクを有する場合には原資産の時価、非線形リス  
クを有する派生商品取引の場合はその時価  
 $p$ は、原資産の価格（ $v$ と同じ表示通貨による。）

□ 現債券権利を既に受けた場合又は支払端日である場合（ク  
レバシ・トチャル・ペロードを除く。）、次の算式による  
リスク・ポジションを算出する。ただし、残存期間等（残存期  
間又は次の金利更改日までの期間をさす。以下同じ。）が一年  
以上の支払端日は、金利リスクに関するリスク・ポジションを  
算出する必要がある。

$$\text{リスク・ポジション} = \frac{\partial v}{\partial r}$$

$v$ は、線形リスクを有する場合には原資産の時価又は支払部分  
の価値（約定の基礎となる計算上の総支払額（想定元本を含  
む。）を対象とする。）、非線形リスクを有する派生商品取  
引の場合はその価値（いずれも、外国通貨建ての場合には円  
換算の額）

$r$ は、金利水準  
△ クレバシ・トチャル・ペロードについては、次の算式によ  
る。  
リスク・ポジション = 想定元本額 × 残存期間

### 三 支払部分とは、次の各号に掲げるものをいう。

#### イ 金融商品の対価として支払がなされる取引の場合は、当該支 払

ロ 互いに支払を行う取引の場合は、それぞれの支払。この場合において、それぞれの支払が同一の通貨建てである複数の取引がある場合、当該複数の取引を一の取引とみなすことができる。

#### 2

ヘッジ・セットは、次の各号に従つて設けるものとする。

一 個別リスクの低い負債性商品（第二百六十二条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトが定められているものをいう。以下同じ。）を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品（第二百六十二条において一・六〇パーセントを超えるリスク・ウェイトが定められているものをいう。以下同じ。）に類似した支払内容を持つものを除く。）、取引の相手方から受け入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション又は取引相手方に差し入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に第二百六十二条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトに該当するものがある場合に限る。）については、その金利が中央政府又は我が国の地方公共団体が負う金利に係るものであるか否かに基づき区分したうえで、負債性商品を原資産とする場合には負債性商品の、支払部分については取引の残存期間等が一年以下、一年超五年以内又は五年超のい

ずれであるかにより更に区分し、この号に規定するリスク・ポジションに共通するものとして、通貨ごとに六のヘッジ・セットを設ける。

二 個別リスクの高い負債性商品を原資産とするリスク・ポジション、支払部分の金利リスクに係るリスク・ポジション（個別リスクの高い負債性商品に類似した支払内容を持つものに限る。）、取引相手方に差し入れた担保金の金利リスクに係るリスク・ポジション（当該取引相手方の債務に第二百六十二条において一・六〇パーセント以下のリスク・ウェイトに該当するものがない場合に限る。）又はクレジット・デフォルト・スワップに係るリスク・ポジションについては、これらのリスク・ポジションに共通するものとして、負債性商品の発行体、担保金の取引相手方又はクレジット・デフォルト・スワップの参考資産の発行体ごとに一のヘッジ・セットを設ける。

三 負債性商品以外のものを原資産とする場合、ヘッジ・セットは同一又は類似の商品ごとに設ける。ただし、原資産が次のイからニまでに掲げるものである場合は、それぞれ当該イからニまでに定めるところに従いヘッジ・セットを設けなければならない。  
イ 株式 同一の発行体ごと又はインデックスごと  
ロ 貴金属 同一の貴金属ごと又はインデックスごと  
ハ 電力 二十四時間のうち対象とする送電時間帯（ピーク時間帯、非ピーク時間帯その他の取引上の時間帯の区分をいう。）を同一とする権利ごと

二 コモディティ（貴金属及び電力を除く。）同一のコモディ

ティごと又はインデックスごと

四 外国為替に関するヘッジ・セットは、同一の通貨ごとに設ける。

3 リスク・ポジションは、次の各号に定める方法に従いヘッジ・セットに区分するものとする。

一 株式（株式指数を含む。）、金、貴金属又はその他のコモディティを原資産とする取引については、支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分し、それ以外のリスク・ポジションを原資産に関するヘッジ・セットに区分する。

二 負債性商品を原資産とする取引については、当該負債性商品と支払部分のそれぞれのリスク・ポジションを、金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

三 支払同士を交換する取引（為替先渡取引を含む。）については、各支払部分のリスク・ポジションを金利リスクに関するヘッジ・セットに区分する。

四 負債性商品又は支払部分が外国通貨建ての場合、リスク・ポジションを当該通貨の外国為替に関するヘッジ・セットにも区分する。

4 CCF<sub>j</sub>は、次の各号に定めるものとする。

一 負債性商品以外のものを原資産とする場合、CCF<sub>j</sub>は、次の表の原資産の種類に応じ、それぞれ同表に定める掛目とする。

掛 目 (パーセ ント)	原資産
品 目 ○・六	個別リスクの 高い負債性商 品
○・三	個別リスクの低い負 債性商品（クレジッ ト・デフォルト・ス ワップに係るリスク ・ポジションに限る
○・二	その他

二 負債性商品を原資産とする場合、CCF<sub>j</sub>は、次の表の原資産の種  
類に応じ、それぞれ同表に定める掛け目とする。

掛 目 (パーセ ント)	原資産
五	金
七	株式
八・五	○ 金を除く 貴金属（ コモディティ 及び電力を除く。）
四	電力
十	○ 除く。 貴金属 及び電力を 除く。）

- 三 外国為替に関する場合、 $CCF_j$ は一・五パーセントとする。  
四 前三号に該当しないものの場合、 $CCF_j$ は十パーセントとする。

(期待エクスポート方式)

第四十九条 【略】

2 【略】

3 標準的手法採用最終指定親会社は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データ

を用いて算出した~~債務EPE~~又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した~~債務EPE~~のうち、所要自己資本が大きくなるもの

のを用いるものとする。

4 【略】

5 標準的手法採用最終指定親会社は、ネットディング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づき、期待エクスポート計測モデル（期待エクスポート方式を計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する~~債務EPE<sub>ik</sub>~~の算出において、当該担保の効果を勘案した~~EPE<sub>ik</sub>~~を用いることにより同項第二号に規定する~~債務EPE~~を計測することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

(期待エクスポート方式)

第四十九条 【同上】

2 【同上】

3 標準的手法採用最終指定親会社は、前項第一号に掲げる与信相当額の算出に当たっては、ポートフォリオごとに、現在の市場データを用いて算出した~~債務EPE~~又は適切なストレス期間を含むデータを用いて算出した~~債務EPE~~のうち、所要自己資本が大きくなるもの

のを用いなければならない。

4 【同上】

5 標準的手法採用最終指定親会社は、ネットディング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方におけるエクスポート方式の額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。）に基づき、期待エクスポート方式計測モデル（期待エクスポート方式を計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する~~債務EPE<sub>ik</sub>~~の算出において、当該担保の効果を勘案した~~EPE<sub>ik</sub>~~を用いることにより同項第二号に規定する~~債務EPE~~を計測することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映しないものとする。

6|| 標準的手法採用最終指定親会社は、前項に規定する方法を使用して実効EPEを計測する場合には、リスクのマージン期間内における取引相手方との取引の時価の変化額を勘案するものとする。

した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6|| 標準的手法採用最終指定親会社は、前項に規定する方法に代えて、次に掲げる額のうち、いずれか小さい額を第二項第二号に規定する実効EPEとする方法を使用することができる。

- 一 ネットディング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメントに基づく担保による効果を反映しない場合の実効EPEに当該取引相手方に提供される全ての担保（日々の値洗いによりその額が調整されるものを除く。）の額を加えた額
- 二 次のイの算式により算出されたアドオンにロ又はハに掲げる額のうち、いずれか大きい額を加えた額

$$\text{イ アドオン} = E[\max(\Delta MtM, 0)]$$

E[]は、[]内の期待値

$\Delta MtM$ は、リスクのマージン期間（マージン・アグリーメントに基づき取引相手方から担保の提供を受けた時点から当該取引相手方のデフォルトに伴い発生した当該取引相手方との取引に係るマーケット・リスクに対するヘッジが完了する時点までの期間をいう。）内における取引相手方との取引の時価の変化額。ただし、マージン・アグリーメントに基づく担保による効果を勘案してはならない。

ロ マージン・アグリーメントに基づく担保をし、又は提供を受けた担保（ロールされたもの及び係争中のものを除く。）によ

る効果を反映した場合のネッティング・セツトの現時点のエクスボージャーの額

7

前項のリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セツトの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一日々の値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セツト 次のイからニまでに掲げるネッティング・セツトの区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

〔イ・ロ 略〕

ハ 算出基準日を含む最終指定親会社四半期の一期前の最終指定親会社四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えた  
ネッティング・セツト 二十営業日

二 〔略〕

二 N (二)以上の整数とする。) 日(二)との値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セツト F+N-1

F(は前号の補足により算出されるリスクのマージン期間

8

前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む最終指定親会社四半期の前の直近の連続する二の最終指定親会社四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネッティング・セツトについて、担保額調整に係る係争により、同項のリスクのマー

7

前項第二号イのリスクのマージン期間は、次の各号に掲げるネッティング・セツトの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一日々の値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セツト 次のイからニまでに掲げるネッティング・セツトの区分に応じ、当該イからニまでに定める期間とする。

〔イ・ロ 同上〕

ハ 算出基準日を含む最終指定親会社四半期(法第五十七条の十七第二項に規定する最終指定親会社四半期をいう。以下同じ。)の一期前の最終指定親会社四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セツト 二十営業日

二 〔同上〕

二 N 日(二)との値洗いにより担保の額が調整されるネッティング・セツト F+N-1

F(は前号の補足により算出されるリスクのマージン期間

8

前項の規定にかかわらず、算出基準日を含む最終指定親会社四半期の前の直近の連続する二の最終指定親会社四半期の間に、同項第一号イからニまで又は第二号に掲げるいずれかのネッティング・セツトについて、担保額調整(エクスボージャーと担保の価格変動に

ジン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の最終指定親会社四半期の間は、当該ネッティング・セツトについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9

標準的手法採用最終指定親会社は、ネッティング・セツトを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスボージャーの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持つて増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネッティング・セツトから除外するものとする。

10

標準的手法採用最終指定親会社は、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセツトの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案するものとする。

11

標準的手法採用最終指定親会社は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映するものとする。

12

〔略〕

13

直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスボージャーに係る法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ、間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレ

伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）に係る係争により、同項のリスクのマージン期間を超える清算期間を要する場合が三回以上生じた場合には、次の連続する二の最終指定親会社四半期の間は、当該ネッティング・セツトについては、同項のリスクのマージン期間の少なくとも二倍以上の期間をリスクのマージン期間とする。

9

標準的手法採用最終指定親会社は、ネッティング・セツトを構成する取引において、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスク（特定の取引相手方に対する将来のエクスボージャーの額が、当該取引相手方のPDと高い相関を持つて増減するリスクをいう。以下同じ。）が特定された場合には、当該取引を当該ネッティング・セツトから除外しなければならない。

10

標準的手法採用最終指定親会社は、取引相手方及び参照企業の間に法的な関係が存在し、かつ、個別誤方向リスクが特定された取引に係る信用リスク・アセツトの額の算出においては、当該個別誤方向リスクの特性を勘案しなければならない。

12

〔同上〕

13

標準的手法採用最終指定親会社は、マージン・アグリーメントにより提供をし、又は提供を受ける担保が現金以外の資産を含む場合には、当該担保の価格変動を適切に反映しなければならない。

直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスボージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスボージャーについて

ード・エクスポートジャーマーに係る商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートジャーマーに係る取次ぎ又はこれらに類する海外の取引を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートジャーマーについては、第七項第一号の定めにかかわらず、同号に掲げるネットティング・セットのリスクのマージン期間を五営業日とすることができる。

(承認申請書の提出)

第五十条 期待エクスポートジャーマー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする最終指定親会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出するものとする。

〔一・二 略〕

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

〔一～五 略〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスポートジャーマー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

〔一・二 略〕

(承認の基準)

第五十一条 金融庁長官は、期待エクスポートジャーマー方式の使用について第四十九条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準

は、第七項第一号の定めにかかわらず、同号に掲げるネットティング・セットのリスクのマージン期間を五営業日とすることができる。

(承認申請書の提出)

第五十条 期待エクスポートジャーマー方式の使用について前条第一項の承認を受けようとする最終指定親会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一～五 同上〕

3 前項第四号に掲げる期待エクスポートジャーマー方式実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一・二 同上〕

(承認の基準)

第五十一条 金融庁長官は、期待エクスポートジャーマー方式の使用について第四十九条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準

に適合する期待エクスボージャー計測モデルが当該承認に先立つて一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスボージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査するものとする。

〔一〇三 略〕

四 期待エクスボージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスボージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスボージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含むものとする。

〔イ〇ハ 略〕  
〔五〇十四 略〕

(変更に係る届出)

第五十二条 期待エクスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用最終指定親会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出るものとする。

〔一〇三 略〕

に適合する期待エクスボージャー計測モデルが当該承認に先立つて一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスボージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査しなければならない。

〔一〇三 同上〕

四 期待エクスボージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスボージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスボージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

〔イ〇ハ 同上〕  
〔五〇十四 同上〕

(変更に係る届出)

第五十二条 期待エクスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用最終指定親会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければならない。

〔一〇三 同上〕

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用最終指定親会社は、当該標準的手法採用最終指定親会社が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出と併せて、又はその後速やかに提出するものとする。

(段階的適用等)

第五十四条 期待エクスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用最終指定親会社は、全ての派生商品取引又は全てのレポ形式の取引について期待エクスボージャー方式を適用するものとする。ただし、期待エクスボージャー方式の適用を開始した後の一一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスボージャー方式を適用しない旨を第五十条第二項第四号に掲げる期待エクスボージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 「略」

(標準的ボラティリティ調整率)

第七十条 標準的手法採用最終指定親会社が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行つており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有する）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号

2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、標準的手法採用最終指定親会社は、当該標準的手法採用最終指定親会社が承認の基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて、又はその後速やかに提出しなければならない。

(段階的適用等)

第五十四条 期待エクスボージャー方式の使用について承認を受けた標準的手法採用最終指定親会社は、すべての派生商品取引又はすべてのレポ形式の取引について期待エクスボージャー方式を適用しなければならない。ただし、期待エクスボージャー方式の適用を開始した後の一一定の期間について、一部の取引の与信相当額について期待エクスボージャー方式を適用しない旨を第五十条第二項第四号に掲げる期待エクスボージャー方式実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 「同上」

(標準的ボラティリティ調整率)

第七十条 「同上」

に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一　【略】

二　ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合、その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
〔略〕	二十五パーセント

一　【同上】

二　ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合、その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
〔同上〕	二十五パーセント

もの以外の資産を用いる場合に  
限る。以下同じ。)

2

〔略〕

第八目 削除

第八十九条 削除

2

〔回上〕

第八目 包括的手法における担保付派生商品取引

(計算方法)

第八十九条 標準的手法採用最終指定親会社が包括的手法を適用する場合であつて、先渡、スマップ及びオプション等の派生商品取引についてカレンント・エクスポート方式を使用し、かつ、適格金融資産担保を用いるときのエクスポートの額は、次の式により算出する。

$$E^* = (RC + \text{アドオン}) - C_a$$

$E^*$ は、信用リスク削減手法適用後エクスポート額（ただし、零を下回らない値とする。）

RCは、第四十七条第一項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第一項第二号に定めるグロスのアドオン

$C_a$ は、 $H_c$ （適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率）及び $H_{fx}$ （エクスポートと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率）を適用した後の担保額

2 法的に有効な相対ネッティング契約が存在する場合は、前項のRC

は第四十七条第二項に定めるネット再構築コストとし、また、アドオンは同条第三項に定めるネットのアドオンとする。

3 前項に規定する場合において、第一項のFFXは、当該相対ネットティングが行われる場合の決済通貨と金融資産担保の通貨が異なるとき適用するものとする。

(二十パーセント・フロアの適用除外)

第九十二条 適格金融資産担保付取引が次の各号に掲げるものである場合には、前条の規定にかかわらず、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。

「一・二 略」

「号を削る。」

「号を削る。」

三

〔略〕

「節を削る。」

(二十パーセント・フロアの適用除外)

第九十二条 「同上」

「一・二 同上」

三 派生商品取引に係るエクスポート・ジャーナー（カレント・エクスポート・ジャーナ方式を使用する場合に限る。）と担保が同一の通貨建てであり、かつ、標準的手法採用最終指定親会社が毎営業日に時価評価を行っている場合において、現金又は預金が担保であるとき零パーセント

四 前号に規定する場合において、中央政府等又は我が国の地方公共団体の発行する債券が担保であり、かつ、当該債券の標準的手法におけるリスク・ウェイトが零パーセントのとき 十パーセント

五

〔同上〕

第七節 間接清算参加者に対するトレード・エクスポート・ジャ

---

## 一の信用リスク・アセットの額の算出方法の特例

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例)

第一百五条の二 標準的手法採用最終指定親会社が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートにについて、与信相当額の算出に第四十九条に定める期待エクスポート方式を用いていいない場合には、当該トレード・エクスポートに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{Tm/10}$$

RWA<sup>\*</sup>は、この条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・エクスポートに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第四十九条第七項の定めに従い算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットティング・セットに係るリスクのマージン期間は五営業日とすることができる。

(内部格付手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットの額の合計額)

(内部格付手法採用最終指定親会社における信用リスク・アセットの額の合計額)

第一百二十八条 内部格付手法採用最終指定親会社の信用リスク・アセットの合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 「略」

二 内部格付手法採用最終指定親会社が標準的手法を適用する部分につき、第十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同項中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」読み替えるものとする。

三 「略」

四 第五章の三に定めるところにより算出した第十四条第三号に規定する中央清算機関連エクスポートジヤーに係る信用リスク・アセットの額

（事業法人等向けエクスポートジヤーのEAD）

第一百三十四条 「略」

〔2～5 略〕

〔項を削る。〕

第一百二十八条 「同上」

一 「同上」

二 内部格付手法採用最終指定親会社が標準的手法を適用する部分につき、第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同項中「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「内部格付手法採用最終指定親会社」と読み替えるものとする。

三 「同上」

四 第五章の三に定めるところにより算出した第十四条第一項第三号に規定する中央清算機関連エクスポートジヤーに係る信用リスク・アセットの額

（事業法人等向けエクスポートジヤーのEAD）

第一百三十四条 「同上」

〔2～5 同上〕

6|| 内部格付手法採用最終指定親会社が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートジヤーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートジヤーのEADを算出する場合であつて、当該EADの算出に当たつて第四十九条に定める期待エクスポートジヤー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出したEAD（当該エ

クスボージャーに係るものに限る。) に次の掛田を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポートのEADとする。」

掛け =  $\sqrt{(Tm/10)}$

Tmは、第四十九条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネットティング・セット二十営業日」とあり、及び「ネットティング・セット 十営業日」とあるのは、「ネットティング・セット 五営業日」と読み替えるものとする。

(リテール向けエクスポートのEAD)

第一百四十二条 [略]

[2~5 略]

〔項を削る。〕

(リテール向けエクスポートのEAD)

第一百四十二条 [回上]

[2~5 回上]

〔2~5 回上〕

6 第百三十四条第六項の規定は、リテール向けエクスポートやあつて、内部格付手法採用最終指定親会社が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートに係る清算取次ぎ等を行うことによる生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートのEADを算出する場合について準用する。

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第一百四十八条の二 [略]

[2~3 略]

(標準的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第一百四十八条の二 [回上]

[2~3 同上]

4 第一項の  $EAD_i^{\text{total}}$  は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各

号に定める取引相手方  $i$  に係るネットティング・セツトの算出した額とする。

＝ S A – C C R を用いる場合 第四十七条第一項に規定する与信相当額の割引現在価値

〔号を削る。〕

二 〔略〕

5 第一項並びに前項第一号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$(\text{割引現在価値}) = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.$$

$$05 \times M_x)) / (0.05 \times M_i)$$

$M_x$  は、対応する  $M_i$ 、 $M_i^{\text{hedge}}$  又は  $M_{\text{Ind}}$

6 〔略〕

〔項を削る。〕

三 〔回上〕

5 第一項並びに前項第一号及び第二号の割引現在価値は、次に掲げる算式により算出するものとする。

$$(\text{割引現在価値}) = (\text{想定元本額又は与信相当額}) \times (1 - \text{EXP}(-0.$$

$$05 \times M_x)) / (0.05 \times M_i)$$

$M_x$  は、対応する  $M_i$ 、 $M_i^{\text{hedge}}$  又は  $M_{\text{Ind}}$

6 〔回上〕

7 〔回上〕

6 第四項第一号又は第二号に掲げる場合において、第一項の  $EAD_i^{\text{total}}$  (直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポートに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポートに係るものに限る。) を算出する場合には、第四項第一号又は第二号に定める額に次の掛目を乗じた額を、当該ネットティング・セツトの  $EAD_i^{\text{total}}$  とするのがやめる。

掛け目 =  $\sqrt{(T_m/10)}$

4 〔回上〕

＝ カレント・エクスポート方式を用いる場合 第二章第六節第三款に規定する包括的手法を使用する場合の信用リスク削減手法を適用した後のエクスポートの額の割引現在価値

二 標準方式を用いる場合 第四十八条に規定する与信相当額の割引現在価値

Tmは、第四十九条第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「ネッティング・セット二十営業日」とあり、及び「ネッティング・セット十営業日」とあるのは、「ネッティング・セット五営業日」と読み替えるものとする。

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第一百四十八条の四　【略】

〔2～4 略〕

〔項を削る。〕

(先進的リスク測定方式によるCVAリスク相当額)

第一百四十八条の四　【回上】

〔2～4 同上〕

五百 前項の規定にかかわらず、第四十九条第六項（第二百三十四条第五

項又は第二百四十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する方法を使用する場合には、ネッティング・セットにおける最も長いマチュリティの二分の一に相当する期間又は当該ネッティング・セットに含まれる全ての派生商品取引に係る想定元本額の名目額により加重平均したマチュリティのいずれか大きい期間を $t_T$ といし、当該ネッティング・セットの実効EPEを $E_{E_1}$ としなければならない。

6|| 5||  
〔略〕

(適用除外)

第一百四十八条の五　【略】

7|| 6||  
〔回上〕

(適用除外)

第一百四十八条の五　【回上】

2 第一百四十八条の二第一項に規定する場合において、期待エクス

2 カレント・エクスポート・ジャーワー方式又は標準方式を用いて与信相当

ポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

(中央清算機関に対するトレード・エクスポートジヤー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポートジヤーの信用リスク・アセット)  
第二百四十八条の七 第三章（第四十七条第四項第二号及び第三号を除く。）の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポートジヤー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポートジヤーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「最終指定親会社」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポートジヤーの信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該トレード・エクスポートジヤーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。

(中央清算機関に対するトレード・エクスポートジヤー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポートジヤーの信用リスク・アセット)  
第二百四十八条の七 第三章の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポートジヤー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポートジヤーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法採用最終指定親会社」とあるのは「最終指定親会社」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポートジヤーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該トレード・エクスポートジヤーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。  
○また、次の各号に掲げるトレード・エクスポートジヤーの信用リスク・アセットの額の算出について前項の規定に基づき第四章の規定を準用する場合において、第四十九条第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又は二」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号二中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第七十六条第二項第一号二中「流動性の低い担保又は再構築の

額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るCVAリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

困難な派生商品取引を含むネッティング・セゾト及び算出基準日を含む最終指定親会社四半期の一期前の最終指定親会社四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セゾト」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セゾト」と読み替えるものとする。

### 「一・二 略」

3|| 第一項の規定により第三章の規定を準用する場合 (S A I C C R

を用いる場合に限る。)において、適格中央清算機関が支払不能となり、当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、リスクのマージン期間は、ネッティング・セットに含まれる取引のうちの最も長い営業日数(十営業日を下回る場合には、十営業日とする。)と一年間の営業日数のうちいずれか短い営業日数とする。

3||

第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスボージャー(最終指定親会社が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能となつた場合に、最終指定親会社への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていない場合に限る。)の信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該直接清算参加者向けトレード・エクスボージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

### 「項を加える。」

4|| 第一項の規定により第三章の規定を準用する場合において、期待エクスボージャー方式を用いるときは、第四十九条第七項第一号中

「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と読み替えるものとする。ただし、当該適格中央清算機関が支払不能となつた場合において、当該適格中央清算機関が支払不能として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられないときは、リスクのマージン期間は、ネッティング・セットに含まれる取引の残存期間の

うちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいかずれか短い営業日数とする。

5|| 第一項の規定により第三章の規定を準用する場合において、第七

十六条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット及び算出基準日を含む最終指定親会社四半期の一期前の最終指定親会社四半期内のいかずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネッティング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネッティング・セット」と読み替えるものとする。この場合において、当該適格中央清算機関が支払不能となつた際に当該適格中央清算機関から変動証拠金として受け入れることが予定されている担保に対する損失の発生を防ぐための方策が講じられていないときは、最低保有期間は、ネッティング・セットに含まれる取引の残存期間のうちの最も長い営業日数（十営業日を下回る場合には、十営業日とする。）と一年間の営業日数のうちいかずれか短い営業日数とする。

6|| 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エク

スポーツジャーナー（最終指定親会社が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者がともに債務不履行又は支払不能となつた際に最終指定親会社への損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じてないとき限る。）の信用リスク・アセットの額を算出する場合における当該直接清算参加者向けトレード・エクスポートジャーナーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

〔項を加える。〕

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセシム)

第11回四十八条の八 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク

・アセシムの額は、次の算式により算出した所要自己資本額( $K_{CMi}$ )に十一・五を乗じて算出する。

一 所要自己資本額( $K_{CMi}$ )は、次の算式を用いて算出する。

$$K_{CMi} = \max\left(K_{CCP} \times \left(\frac{DF_i^{pref}}{DF_{CCP} + DF_{CM}^{pref}}\right), 0.08 \times 0.02 \times DF_i^{pref}\right)$$
$$K_{CCP} = \sum_i EAD_i \times 0.2 \times 0.08$$

$DF_i^{pref}$ は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者*i*が拠出した清算基金の額

$DF_{CCP}$ は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により当該適格中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）と同時に又は当該清算基金に先立ち負担するものの額

$DF_{CM}^{pref}$ は、当該適格中央清算機関に直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計

EAD<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者*i*に対するトレード・エクスポートージャーの額

一 涵ゆるEAD<sub>i</sub>は、次のマスクローリモードの取引を指す。  
マスクローリモードの額とする。

(適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセシム)

第11回四十八条の八 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク

・アセシムの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出する。

一 リスク・センシティティブ手法  
一一 簡便的手法

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額 ( $K_{CM}$ ) に十一・五を乗じて信用リスク・アセシムの額を算出する手法をさへ。

一 所要自己資本額 ( $K_{CM}$ ) は次の算式を用いて算出する。

$$K_{CM}^* = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF') + 100\% \cdot DF_{CM}' & if \\ (K_{CCP} - DF_{CCP}) + c_1 \cdot (DF' - K_{CCP}) & if \\ c_1 \cdot DF_{CM}' & if \\ K_{CCP} \leq DF_{CCP} & (ii) \\ K_{CCP} < K_{CCP} \leq DF_{CCP} & (iii) \end{cases}$$

$$K_{CCP} = \sum_i \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0) \cdot 20\% \cdot 8\%$$

$$DF_{CM} = \sum_i DF_i$$

$$DF_{CM}' = DF_{CM} - 2 \cdot DF_{CM}/N$$

$$DF' = DF_{CCP} + DF_{CM}'$$

$$c_1 = \max\left\{\frac{1.6\%}{(DF'/K_{CCP})^{0.3}}, 0.16\%\right\}$$

$K_{CM}^*$ は、当該適格中央清算機関に係るみなし所要自己資本額（第

イ 派生商品取引 SPA-CORを用いて算出した額。ただし、

受け入れ担保の額とは直接清算参加者が拠出した清算基金の額を含むりふるべし、リスクのマージン期間は十箇月とする。

ロ メモ形式の返却 次の算式による算出した額

$$EAD_i = \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0)$$

EBRM<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスボージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額（第八十条の信用リスク削減手法適用後の額とする。）

IM<sub>i</sub>は、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金の額

DF<sub>i</sub>は、直接清算参加者iが拠出した清算基金の額

三 前記ロの規定によつて算出した額本額(K<sub>MI</sub>)又は算出する額又は、第七十条第一項第一号の規定にかかるべし、清算準備日を含む最終指定親会社四半期の一期前の最終指定親会社四半期の二年以内の該年度取引件数が五千件を超えたボットマング・ヤシナに係る最低保有期間を「十箇月」とするに取らざること。

四 第一項に規定する算式によつて算出する額又は、エクスボージャーに係る当初証拠金が、派生商品取引とメモ形式の取引の双方を対象とする場合によつて、当該派生商品取引に係る当初証拠金及び折認メモ形式の取引に係る当初証拠金の額は、第一号イに定める額（担保を授受してこなこと仮定した場合における額とする。）又は号口に定める額との割合に応じた額とする。

八号及び第九号において同じ。）

N<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数（第八号及び第九号において同じ。）

DF<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関に最終指定親会社が拠出した清算基金の額

DF<sub>COP</sub>は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであつて、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）に先立ち負担するものの額

EBRM<sub>i</sub>は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者iに対するエクスボージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

IM<sub>i</sub>は、直接清算参加者iが拠出した当初証拠金（第九号において同じ。）

DF<sub>i</sub>は、直接清算参加者iが拠出した清算基金

A<sub>Net,1</sub>は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスボージャーの額のうち最大の額（第八号及び第九号において同じ。）

A<sub>Net,2</sub>は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスボージャーの額のうち二番目に大きい額（第八号及び第九号において同じ。）

五 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに

分別管理されている場合には、第一号の所要自己資本額は、当該区分ごとに算出する。この場合において、 $DF_{cep}$ が当該区分ごとに

分別管理されていないときは、当該区分ごとの $DF_{cep}$ は、 $\sum_i EAD_i$ の額の割合に応じた額とする。

六 第二号の規定にかかわらず、直接清算参加者が自己の勘定と間接清算参加者ごとの勘定（複数の間接清算参加者の勘定を一括して管理している場合にあっては、一括して管理しているそれぞれの勘定をいう。以下この号及び次号において同じ。）を分別管理

している場合には、当該自己の勘定のトレード・エクスポート・エクスボーナーの額及び当該間接清算参加者ごとの勘定のトレード・エクスポート・エクスボーナーの額の合計額を $EAD_i$ とする。

七 前号の場合において、直接清算参加者が拠出した清算基金が、

当該直接清算参加者の自己の勘定と間接清算参加者ごとの勘定の別に分けられていないときは、当該自己の勘定に係る当初証拠金の額と当該間接清算参加者ごとの勘定に係る当初証拠金との額の割合に応じて、当該清算基金を配分することとする。

$$+0.85 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

五 第三号の場合において、第四十七条第三項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第四十八条第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

六 第二号の場合において、第七十六条第二項第一号ニ（第八十三条第五項において適用する場合を含む。）の定めにかかわらず、機関が適格中央清算機関以外の中央清算機関となつたと仮定した場合における次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「仮定した合計額」という。）を比較し、合計額が仮定した合計額を上回る場合には、当該仮定した合計額を当該適格中央清算機関に対する

$\Sigma_i ANet_i$ は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に

対するエクスポート・エクスボーナーの額の合計額（第八号及び第九号において同じ。）

二 前号におけるエクスポート・エクスボーナーの額は、第八十条及び第八十九条の信用リスク削減手法適用後エクスポート・エクスボーナー額とする。

三 前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスポート・エクスボーナー額の計算については、第四十七条のカレント・エクスポート・エクスボーナー方式を用いる。

四 前号の場合において、第四十七条第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

$$\text{ネットのアドオン} = 0.15 \times \text{グロスのアドオン}$$

のトレード・エクスポートジャーヤー及び当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額の合計額とする。

- 一 当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートジャーヤーの信用リスク・アセットの額
- 二 当該適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分けに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出する必要とする。この場合において、 $DF_{cop}$  が当該区分ごとに分別管理されていないときは、当該区分ごとの  $DF_{cop}$  が  $\sum A_{Net,i}$  の額の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の額の合計額 ( $DF_{cl}$ ) が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{cl}$ ) を算出する必要とする。

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{DF^*}{\sum_i DF_i^*} \cdot K_{CM}^*$$

$DF^*$  は、当該適格中央清算機関に対する最終指定親会社の未拠出の清算基金の額

$DF_i^*$  は、直接清算参加者  $i$  の未拠出の清算基金の額

九 前号において、各直接清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、次の算式を用いて所要自己資本額 ( $K_{cl}$ ) を計算する必要とする。

$$K_{CM} = \left( 1 + \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}} \cdot \frac{N}{N-2} \right) \cdot \frac{IM}{\sum_i IM_i} \cdot K_{CM}^*$$

$IM$  は、当該適格中央清算機関に最終指定親会社が拠出した当初証拠金の額

3 第一項第一号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法を指す。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートジャーヤーの信用

ニベク・トヤハニシ類を算出する際によく。

$$\text{Min}\{(2\% \cdot TE + 1250\% \cdot DF), 20\% \cdot TE\}$$

TEは、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポートージャーの額

DFは、当該適格中央清算機関に最終指定親会社が拠出した清算基金の額

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した部分を除く全体会計上の傍線は注記である。